資料②

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日　大阪府知事決定
平成８年10月１日　一部改正
平成12年 6月１日　一部改正
平成24年11月1 日　一部改正
令和４年 ３月30日　一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第３３条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

１．目　的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

２．対　象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

３．会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。
ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。
(1)　会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合
(2)　会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと　認められる場合

４．公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

５．公開の方法等

(1)　会議の公開は、次に掲げる方法のいずれか又は全てにより行うものとする。
ア　会場に一定の傍聴席を設けること。
イ　インターネットの利用等により、会議の映像及び音声を同時に視聴できる機会を付与すること。

(2)　審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場等の秩序維持に努めるとともに、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

６．会議開催の周知

(1)　公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。

(2)　会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

７．その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

大阪府情報公開条例（一部抜粋）

平成十一年十月二十九日
大阪府条例第三十九号

（公開しないことができる行政文書）

第八条　実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

一　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の**競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの**（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

二　実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの（例外公開情報を除く。）

三　府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

五　公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

2　公安委員会又は警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

一　前項第一号から第四号までのいずれかに該当する情報

二　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

三　前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報